

午前10時31分開会

○大坂委員長 ただいまから、議会のあり方調査検討特別委員会を開会いたします。以後着席にて進行させていただきます。

日程に入る前に、うがい友義委員が、去る6月5日に急逝されました。ここに委員会として哀悼の意を表し、また故人のご冥福をお祈りし、皆さんと一緒に黙禱をささげたいと思います。

恐れ入りますが、ご起立ください。

黙禱。

〔黙禱〕

○大坂委員長 お直りください。黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、日程に入ります。お手元に本日の日程をお配りしております。前回4月8日に当委員会を開催してからちょうど3か月たちましたので、内容を振り返りながら確認していきたいと思います。そのため、本日の日程の大項目を前回の委員会の振り返りと今後の調査についてとさせていただき、具体的な小項目を括弧書きで記載させていただきました。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。では、そのような形で進行いたします。

最初に、タブレットの使用について、前回の当委員会で、本日の委員会から他の委員会に先駆けて試行でタブレットを使用することを確認させていただきました。そこで、早速タブレットを使っていたきたいと思います。準備、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、事務局から説明があればお願いいたします。

○安田次長 本日の時点ではクラウドに格納しております資料データの閲覧とネットの閲覧のみが可能となっております。議場及び委員会室でのWi-Fi環境整備につきまして、執行機関側との調整が今後必要となってまいります。最終的には執行機関と共にデータを共有して使用できるよう調整を図りまして、本会議及び委員会に持ち込んで使用していただけるようにしてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○大坂委員長 はい。タブレットの使用について説明を受けました。この点について委員の皆様から何かご意見等がございましたらお受けいたします。今後のことについても構いませんので、何かありましたら。

○岩佐委員 この委員会での試行ということで、すごくいいことだと思うんですけども、今後はこの委員会でどれぐらい、ちょっとこの委員会もそんなに毎回毎回常時開催しているわけではないので、どれぐらいのペースでほかの委員会とか、特に一番資料が多いのが予算・決算の委員会だと思うんですね。それに間に合うペースで、試行のまたスケジュールというのを決めていったほうが良いと思うんですよ。そこに関してはどういうペースで進めていくのでしょうか。

○安田次長 例えば、当特別委員会であれば、委員の皆様と私ども事務局職員が同じこのタブレットで共有を図ることができるんですが、例えば予算・決算の特別委員会のような、

いわゆる執行機関側の理事者のほうの端末、いわゆるパソコンですね。そして一番問題になりますのが、やはりW i - F i の環境設定といいますか、要は執行機関の理事者は議会のW i - F i 環境に入ることができないものですから、そこが一番、今、ネックになっておまして、そこを今後、例えばIT推進課ですとか施設経営課等、そういった関係の所管課と具体的にW i - F i 環境をこの8階の委員会室に整備してもらおう方向で協議を進めていく必要がございまして、まず理事者側と共有をしていくという点で、そのW i - F i 環境の設定が一番今課題になっているところでございます。

○岩佐委員 W i - F i 環境が整っていないのは理解しました。まず、ほかの議会なんですけれども、ほかの議会も理事者と議会が全部足並みをそろえた運営でスタートさせているのか、議会が議員のこれはまた一つの資料として、議員の質問の補完をするものとして使っているのか、ちょっとそこというのは調べてあるんでしょうか。

○安田次長 申し訳ございません。まだちょっとその、今、岩佐委員ご質問の、例えば他区の他の自治体における議会と執行機関との、いわゆるこういったW i - F i も含めたタブレット等の使用状況について、詳細な、ちょっと情報を把握していないものですから、そこは改めて具体的にまた今後調査をしてまいりまして、また皆様とも共有をさせていただきながら、私どもも、今後、例えば具体的に手をつけられるようなところからやっていくというやり方もあろうかと思っておりますので、そういったことも含めてまた当委員会でもご報告をさせていただきたいと思えます。

○岩佐委員 まず、他区のことはぜひ調べていただきたいと思えます。その上で、このタブレットを委員会で使用するということが、何のためにやっているのか。もし資料等を共有するという言葉をお使いされたんですけれども、共有のやり方は幾らでもあると思うんですよね。実際、今ここで持ち込まれているものが、私たちが今これを打ち込んだものをここで共有するわけではないので、事前に準備して共有することというのは、もちろん今日もご準備されているので共有はできると考えます。なので、共有が目的ではないとすると、やはりそこは段階的に、例えば議会だけとか、全体でというふうに、そういうふうにちょっといろんな進め方があるかと思うんですよ。なので、もうちょっと趣旨をそもそも何でこのタブレット化したのかということに関してちょっと戻っていただいて、その上でどういう試行のやり方も含めて進めていけるかというのを検討していったほうがいいと思うんですけれども、そこはいかがですかね。

○安田次長 ただいまご指摘いただきましたように、まさにこのタブレットの導入の趣旨といいますか、目的といった、そういった視点も、当然これを踏まえた上で、改めて今後執行機関側と具体的にどういった展開で活用が可能かといったことも含めまして論点を整理をいたしまして、引き続きこれはしっかりと実現ができるような、そういった方向でまとめてまいりたいと思えますので、また追って、今後具体的なこういった今後の整備方針といいますか、そういったものにつきましても、またご報告をさせていただきたいと思えます。

○岩佐委員 じゃあ、ぜひそこは整理をしてから次にお示ししていただきたいと思うんですけれども、もう一つお願いしたいのは、じゃあほかの議会でも段階的に多分始められていると思うんですね。そこら辺も調べられたら、全部そろうまで全くやらないでいっせいのせでやるのか、あるいは最初はこういうのだったのかというのも、いろんなステップを

踏まれているかと思しますので、そういったことももし分かれば併せて調べていただければと思います。

○安田次長 ただいまの岩佐委員のご質問のほうを受け止めさせていただいて、また改めて当委員会のほうにご報告をさせていただきたいと思えます。

○大坂委員長 ほかにありますでしょうか。

○永田委員 関連。

○大坂委員長 永田委員。

○永田委員 今、岩佐委員から話があった予算・決算特別委員会は特に資料が多いということで、予算書のデータ化というのはかなり難しいと思うんですけども、可能なことからすぐにでも実施していく、できることがあるんだと思えます。その中で、一番枚数が多いのが各分科会から出てくる議事録、報告書ですね。あれであればすぐデータ化して次の決算からでもこのタブレットを活用できれば、かなりそれだけでもペーパーレス化につながるのではないかとと思えますが、そこはどうでしょうか。

○安田次長 ただいま永田委員がご指摘いただきましたように、確かに分科会における調査報告書につきましてはデータ化が可能というふうに考えておりますので、そういった点について、今後具体化を進めさせていただきたいと思えます。

○大坂委員長 よろしいですか。

○永田委員 まあ、できるということ。

○大坂委員長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 ちょっと以前にもお伺いはしたんですけども、このクラウド内に過去の議事録も随時アップデートしていかなければいけないということで、ただ、その課題としては重量がかなり重たいんだというお話をなさっていましたけれども、また進捗をご報告くださるということでしたが、どうなっていますでしょうか。

○大坂委員長 休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○大坂委員長 再開いたします。

次長。

○安田次長 西岡委員の前回もご質問いただきました、こちらのクラウドのほうの容量が11ギガという、どうしても制約がございまして、なかなか議事録がかなり、非常に分量が多いということもあって、要領が重たくなりまして、どうしてもなかなかその議事録をどこまで載せられるかという点について、なかなかちょっと現実的な運用で非常に難しいところがあるかと思えますが、その考え方も、例えば直近の載せられるところは載せるとか、そういった取舍選択といいますか、そういったことも含めて、改めてまた私ども事務局のほうでも考え方を整理いたしまして、今後ご報告をさせていただきたいと思えます。

○大坂委員長 西岡委員。

○西岡委員 分かりました。しっかりそこはじゃあ11ギガというのであれば、それ以上だったらコストがどのくらいかかるとか、その辺も調べてご報告いただけたらと思えます

ので、よろしくお願いいたします。

○安田次長 そういった経費的なものも含めて、改めてまたご報告はさせていただきたいと思います。

○西岡委員 お願いします。

○大坂委員長 ほかにありますでしょうか。

○大串委員 前の委員会でも言いましたけど、先ほど岩佐委員のほうから、そもそもこのタブレットを配る趣旨というかね、目的は何ですか。私は、それについて今後どう活用できるか検討してまいりますという答弁だったんだけど、配ってから考えるというんじゃないくて、配る前にそういうのは整理していただいて、どういう利用ができるのかというのはきちんとできている。それから配付する。私が前回言ったのは、このタブレットの配付というのは議員が個人的に使うものではなくて、委員会の備品、要するに委員会で配られる資料とか、そういったものを共有するために使うんで、委員会から貸与を受けるというか、何とかな、必要なものだからというのが正しい配付ではないかなと。ですから、今後、いろんな委員会がありますけれども、そこで資料の共有とか、そういったものができるように早急にWi-Fiの整備が必要ならWi-Fi、それからそういうそのほかにもあるとすれば、先ほど西岡委員が言われた容量の問題とか、そういったものを早急に解決して使えるようにしてもらいたいというふうに思います。

○安田次長 ただいま大串委員ご指摘いただきましたように、確かに配る前にこういったタブレットの活用のいわゆる詳細な運用のレベルについても詰められているというのが本来であろうかと思いますが、若干まだ試行錯誤の部分もございまして、そこはただいまご指摘がありましたように、早急に今後これをさらにまた実質的な運用といいますか、これが議会にとっても、また併せて執行機関にとっても、これが有為に活用できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○小川局長 補足で、よろしいですか。

○大坂委員長 事務局長。

○小川局長 先ほど大串委員から、そもそもこの目的は何だったのかといったようなお話がございまして、それと今後の運用の仕方と密接に関わってくるものですから、少し総合的に私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

過去にこのあり方検討委員会の中で、まずはペーパーレスといったような目的があったり、あるいは分かりやすさ、効率性、それと、リモート対応することによって多様な議会活動に対しても対応できる。そういう運用が考えられるんじゃないかといったようなご意見も頂戴しました。ですので、今申し上げたような様々な目的に沿った使い方をこれから詳細には詰めていくことになろうかと思っておりますので、目的というのは今申し上げた多様なこととさせていただきますので、それに見合った使い方を皆さんでご議論いただきながら今後検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大坂委員長 よろしいですか。

大串委員。

○大串委員 委員会との共有ということは今そこから外れていますけど、それはどうなんですか。委員会で使える、情報の共有、資料の共有ということは。

○小川局長 もちろん当然このタブレットを使うということは共有をできるということで

ございますので、その辺りが分かりやすさとか効率性ということにもつながってくるのかなとも思いますので、今おっしゃった、当然共有ということも大きな目的の一つだというふうに認識をさせていただきます。

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。では、この点については終了させていただきたいと思います。

次に、（２）区議会ホームページのリニューアルについて、事務局から説明を受けたいと思います。

○安田次長 現行の区議会ホームページにおける課題を解消し、誰もが見やすく使いやすい安定的に運用できるような区議会のホームページに改善をする作業を現在進めているところでございます。新たなホームページにつきましては本年10月の公開を目指しております。議員の皆様には、先月、区議会ホームページのトップページデザイン案につきまして意見照会をさせていただき、ご選択を頂いたところでございます。本日、当委員会終了後にサブページデザイン案に係る意見照会を、議員の皆様宛てにメールにてお送りさせていただく予定でございます。引き続き区民の皆様により分かりやすいホームページとなるよう改善を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ご説明は以上です。

○大坂委員長 はい。10月を目途に公開ということになります。区議会のホームページのリニューアルについて、委員の皆様から何かご意見、質問等ございましたらお受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。では引き続き進捗がありましたらご報告をお願いいたします。

次に、（３）議場の多目的利用についてに移ります。前回の委員会で委員の皆様から頂いたご意見を基に、今年の夏からルール化して実施できるよう検討していきたいということを確認いたしましたので、本日は参考資料といたしまして議場の多目的利用に関する要綱案を委員の皆様にご配付させていただきました。（「紙…」と呼ぶ者あり）紙は配ったほうがいいですか。中にも入って……。〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○大坂委員長 委員会を再開いたします。（「同じもの」と呼ぶ者あり）同じものです。必要な方は言っていただければお配りいたします。

よろしいですか、配らなくてもよろしいですかね。（「タブレットがある」と呼ぶ者あり）

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。では、引き続き継続いたします。

本日は参考資料として議場の多目的利用に関する要綱案を委員の皆様にご配付させていただいております。要綱案について、まず事務局から説明を受けた後で、皆様からの意見をお聞きしたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○安田次長 まず、23区の他区で議場の多目的利用を行っておりますのは、平成27年5月に新庁舎とともに議場を整備した豊島区のみでございます。その豊島区の多目的利用のルールは、区長部局、行政委員会等が主催、共催、協賛する会議または事業で、議場での開催がふさわしいと議長が認めた場合に限り使用を許可することとなっております。その他の区につきましては、後ほど項目として出てまいります子ども議会を実施する際に議場を使用しているという状況でございます。

それでは、本日お示しをしております議場の多目的利用に関する要綱（案）に基づきましてご説明をいたします。

今回、案文としてお示しをさせていただきますのは、議場の多目的利用に当たって最低限必要と思われる内容として、対象施設、貸出期間、貸出を受けることができる者、使用の受付、使用許可の変更等、使用料を試行のため当面無料とすること、使用に当たっての遵守事項、原状回復義務、損害の賠償についてなどとなっております。このほか、想定される使用目的、制限事項として、営利目的の活動、政治的活動、宗教的活動などを規定することが想定されます。

なお、議場の多目的利用のルールにつきましては、最終的には各派協議会等で議員の皆様にご確認をいただき運用していただくこととなると思います。

最後に、本年の今後の予定につきましては、議場の多目的利用可能期間を8月中とさせていただきたいと考えておりますが、このうちで8月6日の土曜日から8月14日の日曜日までは議場の照明交換及び床清掃が実施をされる予定でございますので議場の利用ができない状況となっております。大変申し訳ございませんが、この点はご了承を頂ければと存じます。

ご説明は以上でございます。

○大坂委員長 はい。議場の多目的利用について説明がありました。この点につきまして委員の皆様からご意見等をお伺いしたいと思います。

永田委員。

○永田委員 議場の多目的利用で、他の議会は新しい、公開する多目的利用を目的につくったところ以外はそういったことを想定していないとか、そもそもできないんだと思いますが、当議会では、いろんな、現在の机等の配置、そういったものを移動できるというしつらえになっていると思うんですけど、それを移動するとなると、どの程度の予算というんですかね、事務局の皆さんだけでやるというわけではないと思うんですけど、ほかの業者を入れてやったときにどのぐらいの時間と予算がかかるものなのか。それが大変困難であれば、そういったことはもう、貸し出すにしても想定するのは実態として難しいのかなと、可能であっても考えるんですけども、そここのころはどうでしょうか。

○安田次長 ただいまの永田委員のご質問の、いわゆる本会議場のフロアの机とかそういったものを移動させる場合は、委託の業者のほうを手配いたしまして、1日作業で約40万ほど、（発言する者あり）経費がかかるという見込みでございます。したがって、なかなか、多目的利用の場合に、議場における机等の移動というのが現実には難しいというふうに考えておりますが。

○永田委員 私も委託業者に依頼して移動することは聞いていたんですけど、40万円と

というのはそれなりの金額で、なかなかそれを利用者に負担していただくというのは難しいことを考えると、現在の配置のまま使えるような貸出ししかできないというように、そもそももう実態としては決めてしまうというか、暗黙の了解というか、そういうのも必要なんじゃないかな、どうですかね。そうせざるを得ないということで、もう、我々の中ではもう決めてしまったほうがいいのかと考えますが、どうでしょうか。

○嶋崎委員 それはあまり事務局が答えるのは。

○大坂委員長 なかなか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 そこはちょっとなかなか事務局は答えられないと思うんだけど、そもそこの議場を造ったときに、新庁舎特別委員会の中でもいろいろと議論があって、流れの中で言えば、やはりもうちょっと使い勝手がいいかなと思ったところが、やっぱり、今の現状の机の配置とか、それから配線とかというのが非常に大変で、何回か使ったときに、いや、そういうふうにやったときに、事務局の皆さんがえらい苦勞をしているところを我々も見ているので、今、永田委員の言っているのは、今現状のままで何か知恵を出して貸し出すのであれば、それは可能だけれども、そうじゃない限りは現状ではなかなか難しいんじゃないかなというのが多分ご提案も含めてのご意見だと思うんで、そこら辺、委員長ね、これは事務局で答えられないから、我々の中で、今、河合委員もちょっと言っていたけど、この中の約束事の中の一つとしてそれを入れ込むとか、それはどういう形にするかというのはちょっとここで議論しないと無理だと思うんで、少し委員長のところで整理していただければ、多分それはみんな共通認識だと思いますよ。

○大坂委員長 ありがとうございます。

河合委員。

○河合委員 関連で、今、嶋崎委員が言ったように、当時皆さんが座っている机がありますよね。あそこにキャスターをつけたらどうかという話もあったんですけども、あのところにじかにキャスターをつけると壊れちゃうんです、机が。それをやるには鉄のフレームを下に引いて、動かせるようにするにはかなりの工事をしないと、あの大きい我々が座っている机は移動ができないということなんで、やっぱり現実的にはこれ、無理だと思います、動かしたりするのは。だから、であれば土日は使えないし、職員がいない夕方も使えないとなると昼間しか使えないわけですよ。そうすると、使用目的も限られちゃうから、だったらこの今の規約の中にそういうことなんですよということを入れたほうがより分かりやすいかなと思います。

○大坂委員長 ありがとうございます。

設備の移動等に関しては、恐らくこの第9条のところの原状回復の義務というところ一般的な形でうたわれているという認識だとは思いますが、ここをもう少し分かりやすくというか、実際借りた人が動かして戻すとしたら40万円程度かかってしまうよというようなことだと思うので、そこがもっと明確に分かるように説明してあげられるような文章に変えるということが妥当な方向性なのかなというふうに感じるんですけども、いかがでしょうか。

○安田次長 そうですね。こちらの原状回復義務のところですか、そういったところも含めて、いわゆる議場における机・椅子等のご利用いただく場合の条件といいますか、そ

ういった点について、より分かりやすい形でこの点については盛り込みをしていきたいというふうに考えるところでございます。

○大坂委員長 その点については工夫をした形で、要綱ではなくて分かりやすい冊子にどうか、ぺらでも構わないですけども、そういったものにするとか、そういった形で工夫をしていただくことが必要なのかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

よろしいでしょうか。この点に関して、ほかに何かご意見ありますでしょうか。

○岩佐委員 貸出を受けることができる者ということで、結局これは会議、講演会、研修みたいなものを想定しているということですのでよろしいんですかね。ごめん、補足します。

○大坂委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 要はコンサートとか発表会ですよね。お稽古事の発表会ですとか、そういったもうちょっと広い意味でのことは、使い方は想定しないで制限をしていくということなのか、ちょっと一番最初にあの議場を広く使ってもらうような設計をしたときに私はいなかったもので、開かれた議会を目指して、どんどん議場も皆さんに親しんでもらおうという趣旨でやられたとは思いますが、それがどこまでの趣旨でたてられたのかがちょっと分からないんですけれども、私なんかはもう、結婚式だってやらせてあげればいいじゃんと思っているんですけど、まあ、私は関係ないですけど思っていますが、（発言する者あり）したくないですか。（発言する者あり）そう。まず、どこまで、保育園とか幼稚園、あるいは区内の団体のフラメンコの発表会ができるのかとか、あるいは皆さんの思い出のそういうものを見ることができるとか、メモリアルなんかを見ることができるとか、そういうものも含めて、この書き方だとかかなり制限は宗教的なんじゃないかともされると思うんですけど、ちょっとこの想定まで絞った理由を教えてくださいませんか。

○安田次長 こちらの、貸出を受けることができる者。第4条のこちらの記載につきましては、一般的な例示として、いわゆる議場の今のしつらえといえますか、そういったものからこういったものが想定し得るということで例示としてこちらに掲げたものでございまして、ただいま岩佐委員が、ご質問にございました、例えばコンサートのようなものですか、そういったものについて、特に排除を想定したものではありません。やはりご利用いただく目的の制限としては、営利目的や、あるいは政治的、宗教的活動等を想定しているところでございますので、例えばそういった発表会のようなものについては、これはご利用は可能というふうに考えております。

○岩佐委員 そうしますと、この文言が、これ、「できる者」という条文なんですけど、「会議、講演会、講習会等に貸出することとする」と、もう、ここで「等」は入っていませんけれども、かなりこれは限定している文言に見えるので、これは貸出を受ける者の文章だけにして、別に会議とか講演会とか講習会とか、これ、三つあえて並べると逆にかなり制限的なんです。例えば「会議等」とか「会等」とかにするならまだ分かるんですけども、もちろん議長が特に認めるときということもありますので、広く解釈できることは分かるんですけども、この文言だけでかなり制限してしまう文言になっているので、もうちょっとこの文言をちょっと工夫することは可能でしょうか。

○安田次長 ただいま岩佐委員ご指摘いただきましたとおり、こちらのほうはそういった修正というのはもう十分可能というふうに考えます。



○岩佐委員 ぜひお願いします。

○大坂委員長 はい。ここの点について、工夫をお願いしてよろしいでしょうか。

○安田次長 ただいまのご意見を踏まえて、また修正はかけてまいりたいと思います。

○大坂委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。ではまた修正したものについて正副で確認させていただいた上で、また、今度各派協議会という形にはなるかとは思いますが、そちらのほうに提出をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

では、次の項目に移ります。（４）本会議質問時に使用する補足説明資料について、前回の委員会でスクリーンなどの補足説明資料の使用ルールそのものの詳細は条件整備検討会で確認させていただくということを前提としながら、委員の皆様からご意見を頂きました。その際、大串委員からご意見を受け、本会議質問時の補足説明資料を会議録へ掲載するかどうかについて、当委員会で継続的に検討していくということといたしました。本日、この点について、事務局のほうから特に説明はございませんでしょうか。

○安田次長 特にございません。

○大坂委員長 はい。

それでは、委員の皆さんからご意見があればお願いをいたします。特にないですかね。なかなか進捗というのがないので、（発言する者あり）それでは、進捗が今後ございましたら、また改めて事務局のほうから説明を頂き、それを受けて議論を進めていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

（５）番、子ども議会について、前回の委員会でお示した他区の状況に関する資料にその後の情報を追記した資料を本日お配りしております。事務局から説明を受けたいと思います。

○安田次長 それでは、資料に基づきご説明をいたします。

前回4月8日の当委員会で、子ども議会につきましては、実施したことがある区が13区、実施していない区が10区と、ご報告をいたしました。その後、確認をしましたところ、実施していないとの回答であった豊島区につきましては、執行機関による主催で「としま子ども会議」という名称で議場を使って実施をしているということが判明しましたので、今回、ご参考までに掲載をさせていただいております。

なお、子ども議会を実施している他の区につきましても、資料中に所管として下線を引かせていただきましたとおり、議場等を使用して執行機関主導で実施をしております区がほとんどで、江戸川区のみが超党派の議員で構成をされておりますSDGs議員連盟の企画の下で昨年実施をしたという状況でございます。

なお、前回の委員会で岩佐委員からお尋ねのございました、例えば山形県遊佐町が少年議会に年間45万円の政策予算枠を与えているような事例は23区ではございませんでしたが、墨田区の「中学生区議会」による、学童クラブ内で中学生が小学生に勉強を教えるような活動をしてはどうかという提案が一部で実現をしているという事例は確認できたと

ころでございます。

今年度中に子ども議会の開催を予定しております区は、現在のところ、港、墨田、豊島、練馬、葛飾、江戸川の6区でございます。現時点で今年の開催日時が決定をしております区が、8月1日及び2日の練馬区と12月23日の葛飾区、この2区のみでございます。ご説明は以上でございます。

○大坂委員長 はい。ありがとうございます。

他区の子ども議会の状況について説明を受けました。前回の委員会で他区の子ども議会を視察してみてもどうかというご意見がありました。内容面もちろん重要だとは思いますが、日程的な部分で合うようでしたら、先方に打診をして、この委員会で視察を検討していきたいと思いますが、よろしいですかね、その方向で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。その他この件に関して委員の皆様からご意見ございましたらお受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。では、視察を前提に今後検討させていただきたいと思います。

それでは、次に（6）番、特別職の政治倫理条例について及び議会基本条例について、前回の委員会で23区議会の制定状況や内容を確認いたしました。この二つのテーマを含んだ議会改革という大きな枠組みのテーマで勉強会を開催したいと今考えております。で、講師の選定等にちょっと時間がかかっておりますので、改めて委員の皆様にはご相談させていただきたいと思いますので、その点についてはご了承いただきたいと思います。

ちょっと暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時15分再開

○大坂委員長 委員会を再開いたします。

という状況ですので、今後、勉強会については正副で人選を進めていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

この件について委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、一通り議事については終了いたします。

1番の前回の委員会の振り返り及び今後の調査についての項目は終了させていただきます。

今回も様々なご意見を頂きましたので、次回以降引き続き正副で整理をしてまたお示ししたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、日程2、その他につきまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 事務局から何かございますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

次に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開

催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。ありがとうございます。

では、以上をもちまして、議会のあり方調査検討特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時16分閉会